

【表題】 航空大学校訓練機 ホーカー・ビーチクラフト式 G58 型機による
RNAV 航行に係る日本の許可基準への適合性について【調査報告】

【著者】 成田 直木

【発表】 航空大学校研究報告 R-66

【時期】 2013年11月

【概要】

日本では NDB や VOR が縮退する一方で RNAV 経路の設定が全国に拡大している。仙台空港においても、航法精度の指定がない RNAV 進入に加え、航法精度が指定された RNAV 標準計器出発方式及び RNAV 標準計器到着方式が設定されている。

これらの経路を航行するためには、航空法第 83 条の 2 に基づく航行許可（航法精度の指定がない RNAV の運航については RNAV 運航承認基準による運航承認）を受ける必要がある。

航空大学校で RNAV 航行を導入できれば飛行可能な経路が増えるため、より効率的で安全な運航が実施できるようになるが、平成 25 年 3 月 31 日現在、G58 型機により、日本の航行許可を受け RNAV 航行を実施している運航者はいない。

このような状況の中、G58 型機による RNAV 航行許可取得に向け必要となるプロセスを検証するため、最重要課題である「日本の RNAV 航行許可基準に定められた『航空機の要件』に対する適合性を証明できるかどうか」について検討したので報告する。